

はじめに

近年、県の行財政を巡る諸情勢は、大変大きな変化を見せています。

まず、県の財政状況は、景気が回復傾向を示しつつあり、税金についても法人二税を中心にこのところ安定的に推移するなど、やや明るさが見えつつあるものの、大幅な回復までには至っておらず、これまでの長期にわたる県税収入の低迷の中で、国の地方財政対策等により県債を大量に発行してきたことに伴う多額の借入金残高を抱えて、借入金の返済額が急増してきているのははじめ、歳入不足を補う上で大きな役割を果たしてきた基金の残高もごく僅かになるなど、財政の硬直化が一段と進んでいます。

また、「市町村合併」の進展により、本県においても、平成 17 年度末までに 50 の市町村がほぼ半数となる 26 の市町村に再編されるなど、地方自治の姿そのものが変わりつつあります。

こうした中で、さらに、平成 16 年度からは、分権型社会の実現に向け、国と地方の新しい行財政システムを構築するため、地方への税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税改革を一体的に行う、いわゆる三位一体の改革が、3 年間の改革期間で取り組まれているところです。

この三位一体の改革は、本来であれば、地方の自主性が高まり、地方分権の一層の推進につながるべきものですが、特に、初年度である平成 16 年度の改革では、国の財政再建が優先され、大幅な地方の歳出抑制が先行する結果となり、一方で、国庫補助負担金の削減や税源移譲については十分になされていないと言わざるを得ず、県財政にも大きな影響を及ぼすところとなっています。

県では、これまでから、いち早く財政構造改革に取り組み、歳入に見合った歳出の原則を踏まえ、歳入・歳出の両面から様々な見直しを行い、歳出規模の抑制に努めるなど一定の成果を挙げてきましたが、こうした地方交付税等の予想をはるかに超えるといった規模での削減を踏まえて、昨年度に、平成 19 年度までの今後 3 年間の収支見通しを試算し、「財政危機回避のための改革基本方針」と、これに基づく「財政危機回避のための改革プログラム」を策定したところです。

現在、「県行政のより一層のスリム化と効率化」、「市町村との新たな役割分担と協力関係の構築」、「地域の多様な主体との協働」、「選択と集中の徹底」という行財政改革の 4 つの視点に基づき、県の役割と行政運営のあり方を再検証しながら、財政健全化への道筋をしっかりと見いだしていく改革の取り組みを進めているところであり、平成 18 年度の予算編成に向けても、引き続きこの改革プログラムに沿って、着実に改革を進めるとともに、新たな行政課題に的確に対応し、戦略的・重点的に県政運営を推進していきたいと考えています。

この財政事情は、県民の皆さんに、こうした県財政の状況を広く知っていただくため、毎年 5 月と 11 月に公表しているものです。今回は、平成 16 年度決算の概要、平成 17 年度上半期における補正の状況やその執行状況、そして各公営企業の業務状況などについてお知らせします。

目 次

一般会計および特別会計の財政事情

1	平成 16 年度決算の概要	1
	一般会計決算の概要	
	特別会計決算の概要	
2	平成 17 年度の財政運営の状況	10
	上半期における予算の補正状況	
	予算の執行状況	
	一時借入金および県債の状況	
3	滋賀県財政の課題等と今後の運営	14
	滋賀県財政の課題等	
	財政指標から見た滋賀県財政	
	今後の財政運営	
4	収益事業の経営状況	28
5	県有財産の状況	28

公営企業の業務状況

1	病院事業の業務状況	29
	事業の概要	
	経理の状況	
2	工業用水道事業の業務状況	32
	事業の概要	
	経理の状況	
3	上水道供給事業の業務状況	35
	事業の概要	
	経理の状況	

企業会計的手法で見た滋賀県財政

1	平成 16 年度バランスシート等の概要	39
2	バランスシート	40
3	行政コスト計算書	49

付 表		53
-----	--	----
